

果樹農業者の皆様へ

近年、台風や大雪などの自然災害が多発しています。また、果樹は、豊凶による価格変動が起きやすい品目です。

今後も起こり得る自然災害、価格低下等に備えて、公的な保険制度である **農業保険（収入保険、果樹共済）** に加入しましょう！

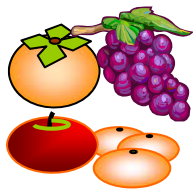
農業保険では、掛金の50%を国が負担（収入保険の積立方式の積立金は75%を国が負担）します。

H30年は

**まずは
果樹共済（収穫）
に加入しましょう！**

①自然災害等で収穫量が減少した場合に補償します。

②対象果樹
うんしゅうみかん
りんご
ぶどう
なし
もも
かき
うめ



キウイフルーツ など

※対象果樹ごとに加入できます。



H31年1月から

青色申告を行っている方は、
収入保険 がお勧めです。



①自然災害はもちろん、価格の低下も含め、果実等の販売収入の減少を広く補償します。

②果実に加え、全ての農産物が対象になります。

③保険料率は、果樹共済よりも安く **1%程度**（現時点の試算）です。

④保険期間の収入が基準収入の **9割** を下回った場合に補てんします。

※収入保険に切り替える際は、果樹共済の掛金が全額返還されます。

青色申告を行っていない方は、

従来どおり **果樹共済（収穫）** に加入できます。



**果樹共済（樹体共済）との
セット加入をお勧めします！**

●自然災害等で樹体が枯死や流失・損傷した場合に樹体の資産価値を補償します。



詳しい内容については、お近くの農業共済組合又は農林水産省経営局保険課（03-6744-2175）へお問い合わせください。

農林水産省

収入保険制度の導入について（概要）

- ・収入保険制度は、平成31年1月からスタートします。

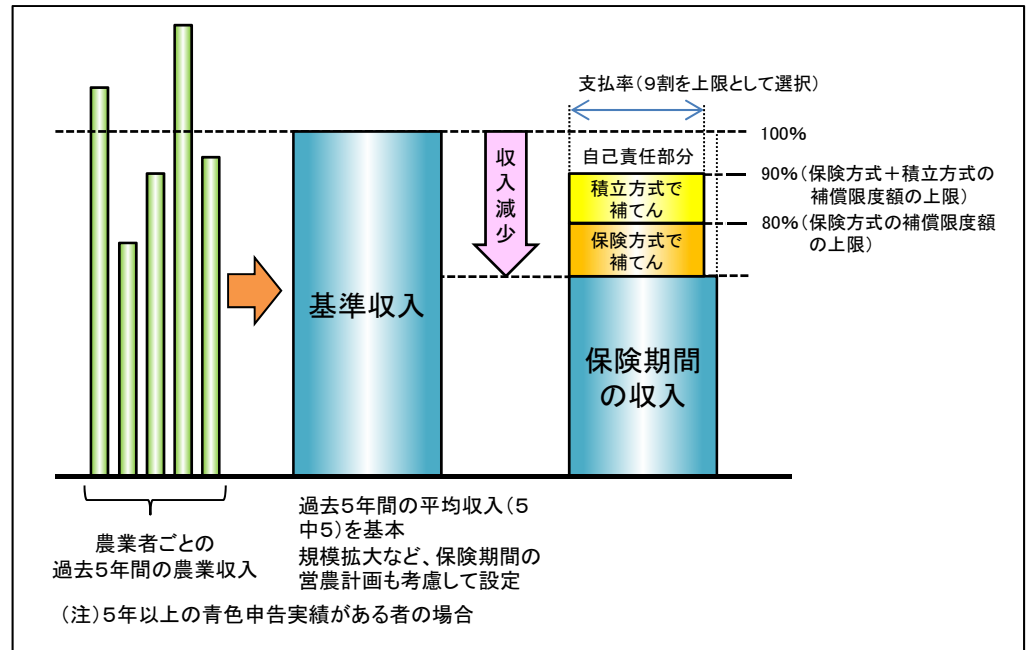
<収入保険制度の具体的な仕組み>

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんする仕組みです。

- 青色申告を行っている農業者（個人・法人）が対象です。
 - ※ 青色申告（簡易な方式を含む）の実績が1年分あれば加入できます。
- 農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体が対象です。
 - ※ 簡易な加工品（精米など）は含まれます。
 - ※ 一部の補助金（畑作物の直接支払交付金等の数量払）は含まれます。
 - ※ 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。
- 保険期間の収入が基準収入の9割（5年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を上限として補てんします。
 - ※ 基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入（5中5）を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。
 - ※ 補償限度額及び支払率は複数の割合の中から選択できます。
 - ※ 「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとまらない積立方式」も組み合わせるかどうかは選択できます。
- 農業者は、保険料・積立金を支払って加入します。（任意加入）
 - ※ 保険料は掛捨てになります。保険料率は、現時点の試算（補償限度8割）では1%（50%の国庫補助後）です。保険料率は、自動車保険と同様に、保険金の受取が少ない方は、保険料率の段階が下がっていきます。
 - ※ 積立金は自分のお金であり、補てんに使われない限り、翌年に持ち越されます。75%の国庫補助があります。

※ 収入保険制度と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択して加入することになります。

<収入保険制度の補てん方式>



基準収入が1,000万円の農業者が、補償限度9割（保険8割＋積立1割）、支払率9割を選択した場合の試算

農業者が用意すべきお金

保険料は、7.2万円
（掛捨て）
積立金は、22.5万円
（掛捨てではない）
合計 29.7万円

補てん金額

収入減少の程度 （保険期間の収入）	補てん金 の合計	保険方式 （保険金）	積立方式 （特約補てん金）	補てん金を含めた 保険期間の収入 （対基準収入）
20%（800万円）	90万円	0万円	90万円	890万円（89%）
30%（700万円）	180万円	90万円	90万円	880万円（88%）
50%（500万円）	360万円	270万円	90万円	860万円（86%）
100%（0万円）	810万円	720万円	90万円	810万円（81%）

※ 農業者は、保険料、積立金とは別に事務費を支払います。